

魚津市告示第46号

魚津市開発事業に係る下水道施設の設置取扱要綱の一部改正について

魚津市開発事業に係る下水道施設の設置取扱要綱（平成17年魚津市告示第42号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月30日

魚津市長 村椿 晃

第2条第1号中「都市計画法」の次に「（昭和43年法律第100号）」を加え、同条第2号中「土地区画整理法」の次に「（昭和29年法律第119号）」を加える。

第6条第1項中「魚津市公共下水道事業受益者負担に関する条例」の次に「（平成2年魚津市条例第4号）」を加え、「魚津市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例」の次に「（平成元年魚津市条例第3号）」を加える。

第7条第1項中「魚津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成3年3月30日規則第6号）」を「魚津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（令和元年魚津市上下水道事業管理規程第18号）」に、「又は特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規則（平成10年12月17日魚津市規則第30号）」を「又は魚津市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例施行規程（令和元年魚津市上下水道事業管理規程第19号）」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。